

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和4年6月17日から同年10月17日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和4年6月17日

山口県知事 村岡嗣政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグストアモリ川棚店
所在地 下関市豊浦町大字川棚6375の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社 ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市ツツ木1148番地の1	森 竜馬

3 変更に係る事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の自動車の出入口の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

4 届出年月日

令和4年6月8日

5 変更年月日

令和4年6月9日